

各補助事業	公正証書作成支援等補助 (養育費の取り決めに要する経費)	裁判外紛争解決手続(ADR) 費用補助 (養育費の取り決めに要する経費)	養育費保証契約保証料補助 (保証会社契約を締結する際の経費)	認知調停費用補助	養育費調停等弁護士費用補助	養育費強制執行弁護士費用補助
内容	①公正証書の作成手数料 ②調停・裁判等での収入印紙代の補助 ③戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代	ADR申込料、依頼料に相当する費用及び一回目の調停にかかる費用(※2) ADRの2回目以降の調停にかかる費用(※2※3)	契約した養育費保証契約(※1)の初回に支払う保証料の一部を補助	①家庭裁判所の調停申立て、又は裁判に要する収入印紙代 ②戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代 ③認知調停に係るDNA鑑定に要する費用	養育費調停等に係る弁護士等に支払った経費(着手金に限る)	養育費調停等に係る弁護士等に支払った経費(着手金に限る)
要件	<input type="checkbox"/> 取り決めした債務名義を有している <input type="checkbox"/> 対象の児童を扶養している <input type="checkbox"/> 取り決めした経費を負担した	<input type="checkbox"/> 弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が実施する裁判外紛争解決手続(ADR)を利用している <input type="checkbox"/> 裁判外紛争解決手続(ADR)の申込料、依頼料等の費用を負担した	<input type="checkbox"/> 取り決めした債務名義を有している <input type="checkbox"/> 対象の児童を扶養している <input type="checkbox"/> 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結び、その経費を負担した	<input type="checkbox"/> 認知調停に係る経費を負担した <input type="checkbox"/> 認知の対象となる児童を扶養している <input type="checkbox"/> 認知の対象となる児童について養育費の取決めを目指している	<input type="checkbox"/> 養育費の取決めのために弁護士等と契約した(R8.4.1以降に契約したものに限り) <input type="checkbox"/> 養育費の取決めに係る弁護士等の経費を負担した <input type="checkbox"/> 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している	<input type="checkbox"/> 養育費の取決めに係る債務名義を有している <input type="checkbox"/> 養育費の受取りのために弁護士等と契約した(R8.4.1以降に契約したものに限り) <input type="checkbox"/> 養育費の受取りに係る弁護士等の経費を負担した <input type="checkbox"/> 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している
申請時期	公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内	養育費の取決めを行った日、又はADRによる和解不成立が確定した日の翌日から6か月以内	養育費保証契約を結んだ日の翌日から6か月以内	認知の審判又は裁判が確定した日の翌日から6か月以内	養育費調停等が確定した日(R8.4.1以後の日に限り)の翌日から6か月以内	裁判所において強制執行が成功した日(R8.4.1以後の日に限り)の翌日から6か月以内
必要書類	■養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書)	■養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。) ■ADRによる和解不成立が確定したことを確認できる書類 ※該当するいずれかの文書が必要です。	■養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。) ■保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)	■DNA鑑定したことがわかる文書	■弁護士等との間で締結した契約書の写し ■養育費が確定したことがわかる調停調書又は審判書の写し	■弁護士等との間で締結した契約書の写し ■裁判所が発行する差し押さえ命令書 ■養育費の強制執行が成功したことがわかる書類

共通の
必要書類

- 八王子市養育費確保支援事業補助金交付申請書
- 母子・父子の戸籍謄本
- 世帯全員の住民票の写し
- 対象経費の領収書等

(※1)養育費の支払いが滞った際、対象者に保証会社が立て替えて金銭を支払い、保証会社が当該金銭を養育費支払い義務者に請求する契約)

(※2)書類などの代理作成費用、弁護士会または法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く

(※3)ADRにより調停が成立し、養育費の取り決めを交わした文書を作成した場合に限る